

# 南あわじ市議会業務継続計画（BCP）【別冊1】

## 『新型コロナウイルス感染症対応』

新型コロナウイルス感染症対応にあたっては、「南あわじ市議会業務継続計画（BCP）（以下、「本計画」という。）」中「災害対策本部」とあるのは「感染症対策本部」と読み替えて対応し、対応にあたって、特に本計画とは別に定める必要のあるものについては、下記のとおりとする。なお、この場合においては、議会事務局職員にも「議員」と同様の行動基準を適用するものとする。

I. 本計画P3～P6「議員の災害対応基準」を下記に替えて対応する。

『

### 議員の新型コロナウイルス感染症対応行動基準

#### 1. 議員本人が感染した場合、又は、感染が疑われる場合

##### (1) 感染が疑われる場合

- ① 発熱や風邪症状等<sup>(注1)</sup>がある場合は、一時的に症状が回復した場合であっても、できる限り病院等で診察を受ける。
- ② 診断結果がでるまで、議会には登庁しない。
- ③ 止むを得ず病院等で診察を受けることができない場合は、症状が継続している間及び症状消失後72時間を経過するまで登庁しない。また、症状等が消失した場合でも、発症後8日経過かつ症状消失後72時間を経過するまでは登庁を慎む。なお、この期間に登庁しようとする場合は、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従うものとする。また、登庁にあたっては、濃厚接触<sup>(注2)</sup>にあたる行動は慎むなど感染拡大防止の観点に基づく行動をとる。

##### (2) PCR検査を受検することが決定した場合

- ① 議員は、速やかに議会事務局に連絡する。
- ② 議員から受検の連絡を受けた議会事務局は、その内容を議長、副議長及び会派代表者に報告する。
- ③ 議員は、検査結果が判明するまでは、県健康福祉事務所の指示に基づき行動し、議会には登庁しない。
- ④ 議員は、検査結果が判明した際には、結果の如何にかかわらず、その内容を速やかに議会事務局に連絡する。

- ⑤ 議員から検査結果の連絡を受けた議会事務局は、議長、副議長及び会派代表者に報告し、会派代表者は、所属の議員に報告する。なお、個人情報保護の観点から、その内容は、議会内に留め置くものとする。

### (3) 検査結果が陽性の場合

- ① 議員は、以後、県健康福祉事務所の指示に従う。なお、発症後 10 日経過かつ症状消失後 72 時間を経過するなど県健康福祉事務所の解除基準に達した場合は、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従うものとする。
- ② 会派代表者は、所属の議員の健康状況に異変がないかを確認する。一人会派の議員は議会事務局が確認する。
- ③ 議会事務局は、対象者の机、いす等をはじめ、対象者が接触したと考えられる範囲を、できる限り消毒に努める。
- ④ 議会事務局は、県健康福祉事務所からの事情聴取及び濃厚接触者の確認等の対応をするとともに事案の公表に向けて、各部署との調整を行う。

公表は、報道機関への記事提供により行う。公表内容は、原則として、議員の氏名、年齢、性別、居住地、経過・症状（登庁日、症状及び市民対応の有無）、濃厚接触者、海外渡航歴、その他（マスク着用の有無、議場内の消毒状況）とし、本人の同意をもとに調整するものとする。

### (4) 検査結果が陰性の場合

- ① PCR検査結果が陰性であった場合でも、県健康福祉事務所の指示による健康観察期間が終了する日まで（概ね 2 週間程度）、議会への登庁を慎む（本会議の表決日は除く）。また、極力不要不急の外出を控え、外出する場合も、濃厚接触にあたる行動は慎むなど感染拡大防止の観点に基づく行動をとる。

### (5) 議会への登庁等の判断は、下表のと通りの基準により対応する。

ケース	行動	直後の行動	検査結果が陰性の場合の行動
① 感染が確定した時 (下記②～⑥の後、感染が判明した場合も含む。)		登庁しない。以後、県健康福祉事務所の指示に従うこと。 なお、発症後 10 日経過かつ症状消失後 72 時間を経過するなど県健康福祉事務所の解除基準に達した場合、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従う。	
② 県健康福祉事務所の調査により濃厚接触者		登庁しない。	県健康福祉事務所の指示による健康観察期間が終了する日

となった場合（PCR検査を実施）		まで(概ね2週間程度)登庁を慎む。ただし、本会議の表決日は登庁可。この場合、濃厚接触にあたる行動は慎む。
③ 接触者となってPCR検査を受けた場合 (注3)	PCR検査の結果がでるまで登庁しない。	登庁可。
④ 接触者となったがPCR検査を受ける必要がない場合	登庁可。	
⑤ 発熱や風邪症状等がある場合	病院等で受診の上、抗原検査等診断の結果がでるまで登庁しない。 止むを得ず受診できない場合は、症状等が継続している間及び症状等消失後72時間を経過するまで登庁しない。 なお、症状等が消失した場合でも、発症後8日経過かつ症状消失後72時間を経過するまで登庁を慎む。左記の期間が経過して登庁しようとする場合、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従う。	抗原検査等の診断で感染の疑いがない場合、登庁可。
⑥ 発熱や風邪症状等の後に抗原検査等の診断で感染が疑われる場合	PCR検査を実施の上、結果がでるまで登庁しない。	発熱や風邪症状等が消失してから2週間は登庁を慎む。ただし、本会議の表決日は登庁可。この場合、濃厚接触にあたる行動は慎む。

## 2. 議員の同居家族等が感染した場合、又は、感染が疑われる場合

### (1) 同居家族等の感染が疑われる場合

- ① 同居家族等(注4)が、発熱や風邪症状等がある場合は、一時的に症状が回復した場合であっても、できる限り病院等での受診を勧める。
- ② 診断結果がでるまでは、極力不要不急の外出を控え、外出する場合も、濃厚接触にあたる行動は慎むなど感染拡大防止の観点に基づく行動をとる。

③ 同居家族等が、止むを得ず病院等で診察を受けることができない場合は、同居家族等の症状が継続している間及び症状消失後 72 時間を経過するまでは、議会への登庁を慎む（本会議の表決日は除く）。なお、この期間に登庁しようとする場合は、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従うものとする。また、登庁にあたっては、濃厚接触にあたる行動は慎むなど感染拡大防止の観点に基づく行動をとる。

## （２）同居家族等がPCR検査を受検することが決定した場合

- ① 同居家族等がPCR検査を受けることが決定した場合は、議員は、速やかに議会事務局に連絡する。
- ② 議員から受検の連絡を受けた議会事務局は、その内容を議長、副議長及び会派代表者に報告する。
- ③ 同居家族等の検査結果が判明するまでは、議員は、議会への登庁を慎む。また、不要不急の外出を控え、外出する場合も、濃厚接触にあたる行動は慎むなど感染拡大防止の観点に基づく行動をとる。

## （３）同居家族等の検査結果が陽性の場合

- ① 同居家族等の検査結果が陽性の場合、「1. 議員本人が感染した場合、又は、感染が疑われる場合」の対応とする。

## （４）議会への登庁等の判断は、下表のと通りの基準により対応する。

ケース \ 行動	直後の議員本人の行動	同居家族等の検査結果が陰性の場合の議員本人の行動
① 県健康福祉事務所の調査により濃厚接触者となった場合（PCR検査を実施）	同居家族等のPCR検査の結果がでるまで登庁を慎む。ただし、本会議の表決日は登庁可。この場合、濃厚接触にあたる行動は慎む。	登庁可。
② 接触者となってPCR検査を受けた場合 (注3)	同居家族等のPCR検査の結果がでるまで登庁を慎む。ただし、本会議の表決日は登庁可。この場合、濃厚接触にあたる行動は慎む。	登庁可。
③ 接触者となったがPCR検査を受ける必要がない場合	登庁可。	
④ 発熱や風邪症状等がある場合	同居家族等に病院等での受診を勧めた上、受診結果が分かるまで登庁を慎む。	同居家族等に感染の疑いがない場合は、登庁可。

	止むを得ず受診できない場合は、症状が継続している間及び症状消失後 72 時間を経過するまで登庁を慎む。ただし、本会議の表決日は登庁可。この場合、濃厚接触にあたる行動は慎む。	
⑤ 発熱や風邪症状等の後に抗原検査等の診断で感染が疑われる場合	同居家族等に PCR 検査を勧めた上、結果がでるまで登庁を慎む。ただし、本会議の表決日は登庁可。この場合、濃厚接触にあたる行動は慎む。	登庁可。

※1 「発熱」とは、体温が 37.5℃以上を呈した状態をいう。

また、「風邪症状等」とは、発熱、せき、倦怠感、呼吸困難、味覚障害、臭覚障害、下痢をいう。

なお、「発熱や風邪症状等」には新型コロナウイルスワクチン接種後の風邪症状等は除く。

※2 「濃厚接触」

県健康福祉事務所が感染者からの聞き取り等により「濃厚接触者」として判断する場合の基準で、下記(1)～(4)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった場合
- (2) 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた場合
- (3) 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い場合
- (4) その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクなど必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった場合

なお、「濃厚接触者」とは、「患者」の感染可能期間内（発症日の2日前から、診察後に隔離などをされるまでの間）に接触した者のうち、上記(1)～(4)に該当する場合をいう。

※3 上記2表中「接触者となってPCR検査を受けた場合」

医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念されるとき、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する場合がある。

※4 「同居家族等」

飲食を一にするなど、常時濃厚接触にあたる生活をしている場合とする。

』

Ⅱ. 本計画 P 8 「南あわじ市議会災害対策支援本部の設置」「2. 議会本部の設置判断」を下記に替えて対応する。

『

2. 議会本部の設置判断

議会本部の設置については、正副議長協議の上判断するが、その判断の目安は、以下のとおりとする。

<p>県下及び近隣府県で感染者が発生した場合、又は、市感染症警戒本部が設置された場合</p>	<p>市内または近郊で感染者が発生した場合、又は、市感染症対策本部が設置された場合</p>	<p>市内に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づく「まん延防止等重点措置」がとられた場合、又は県下に「緊急事態宣言」が発令された場合</p>
<p><b>正副議長参集なし</b> 市感染症警戒本部からの情報を事務局から議員へ随時発信</p>	<p><b>正副議長・事務局電話協議</b> 必要に応じて正副議長参集 ↓ <b>議会本部の設置を判断</b> 市内または近郊での感染者の発生状況、市感染症対策本部の対応状況、議会で情報の一本化が必要か等により設置の要否を判断</p>	<p><b>正副議長参集</b> 議会本部は自動設置</p>

』

(南あわじ市議会業務継続計画(BCP)改正：別冊) 令和3年9月9日策定